

令和2年5月15日

認可保育所等の園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症による失業や離職等における在園要件の取り扱いについて

保護者の皆さまにおかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴う失業や離職等における在園要件の取り扱いを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 在園要件の取り扱いについて

本区においては、保育の必要性が申込み時と変わらないことを保育園の在園要件としております。

そのため、**失業や離職**等の理由で勤務時間や日数が減ったことにより、「基本指数」が下がる状態が3か月を超えて継続した場合には、原則、再選考として取り扱い、在園の可否について決定させていただいているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が社会に重大な影響を及ぼしていることを踏まえ、この度、新型コロナウイルスによる失業や離職等の際には、上記3か月以内の就労開始期限の取扱いを改め、**例外的に令和2年9月末日までに就労を開始できれば引き続き在園できる**取扱いに変更させていただきます。

つきましては、**該当する方は以下担当係に事前にご連絡**いただいた上で、以下の書類をご提出くださいますようお願いいたします（就労開始に当たっては、**勤務時間や日数が申込み時と同等である必要がありますので併せてご確認ください**）。

なお、上記対応は、令和2年5月現在の対応となります。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、期間が延長となる場合は別途お知らせいたします。

2 提出書類

- (1) 変更届（施設型給付費・地域型保育給付費等変更届）
*「その他」欄に、コロナに伴う失業や離職等である旨をご記入ください。
- (2) 前職の退職日が確認できる書類（コピー可）
（退職証明書、雇用保険の資格喪失証明書など）

3 問い合わせ

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階
幼児保育課入園相談係 電話：03-5803-1190（直通）